様式第30号(第46条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市消防長

出雲市消防本部

消防署長　　　　　　　　　印

除去及び保管費用納付命令書

　　　　　年　　月　　日付返還した物件の保管等に要した費用は下記のとおりであるから

　　年　　月　　日までに消防長へ納付するよう消防法第　　条第　　項の規定に基づき、命令する。

　なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収されます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

金　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　　　目 | 金　　　額 | 内　　　　　訳 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。